日本工業標準調査会の調査審議を経て、平成29年４月20日に下記の日本工業規格を廃止したので、工業標準化法（昭和24年法律第185号）第16条の規定に基づき公示する。

平成29年４月20日　　経済産業大臣　世耕　弘成

記

廃止された日本工業規格

リパーゼの定量方法	K0608
固定化トリプシンの定量方法	K0609
ヒト血清アルブミンの免疫比濁による簡易定量方法	K0610
原料ゴム―溶液重合ＳＢＲのミクロ構造の求め方（定量）	K6239
工業用アミラーゼ	K7001
大腸菌ＤＮＡポリメラーゼⅠ（試薬）	K9801
β―ＮＡＤ$^+$（試薬）	K9802
5′―アデニル酸（試薬）	K9803
ＨＥＰＥＳ〔2―［4―（2―ヒドロキシエチル）―1―ピペラジニル］エタンスルホン酸〕（試薬）	K9804
ＰＩＰＥＳ［ピペラジン―1，4―ビス（2―エタンスルホン酸）］（試薬）	K9805
トリシン〔N―［トリス（ヒドロキシメチル）メチル］グリシン〕（試薬）	K9806
生化学試薬―N,N―ビス（2―ヒドロキシエチル）グリシン（ビシン）	K9807
生化学試薬―2―［ビス（2―ヒドロキシエチル）アミノ］―2―ヒドロキシメチル―1，3―プロパンジオール（ビストリス）	K9808
生化学試薬―D（＋）―グルコース	K9809

労　働

最低工賃の改正決定に関する公示

広島労働局最低工賃公示第１号

家内労働法（昭和45年法律第60号）第10条の規定に基づき、広島県毛筆・画筆製造業最低工賃（平成14年広島労働局最低工賃公示第２号）の全部を次のように改正する決定をしたので、同法第12条第１項の規定により公示する。

平成29年４月20日　　広島労働局長　川口　達三

広島県毛筆・画筆製造業最低工賃

1　適用する家内労働者　広島県の区域内で毛筆・画筆製造業に係る業務に従事する家内労働者

2　適用する委託者　前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者

3　第１号の家内労働者に係る最低工賃額

⑴　毛筆製造の業務　次の表の品目欄、規格欄及び工程欄の区分に応じ、１本につき、金額欄に掲げる金額

品　目	規　　格	工　　程	金　　額
小筆	穂首の長さが3.03センチメートル以上3.18センチメートル以下のもの	穂首つくり	33円
		くり込み	4円13銭
		仕上げ	4円68銭
太筆	穂首の長さが5.45センチメートルのもの	穂首つくり	50円60銭
		くり込み	5円78銭
		仕上げ	10円45銭

⑵　画筆製造の業務　次の表の品目欄、規格欄及び工程欄の区分に応じ、１本につき、金額欄に掲げる金額

品　目	規　　格	工　　程	金　　額
画筆	0・2・4号	穂首通し（接着あり）	1円21銭
		仕上げ	1円10銭
	6・8・10号	穂首通し（接着あり）	1円32銭
		仕上げ	1円27銭
	12号以上	穂首通し（接着あり）	1円82銭
		仕上げ	2円04銭

備考　規格は、国内サイズ（偶数号）であり、貿易サイズ（奇数号）を除く。

「穂首通し」とは、穂首をそろえて金具付けをする工程。

4　効力発生の日　平成29年５月20日

公　告

諸　事　項

道路交通事業財団

千葉県市原市五井中央東一丁目１番地２**小湊鉄道株式会社**の道路交通事業財団に千葉県市原市五井中央東一丁目１番地２小湊鉄道株式会社の自動車等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押､仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成29年４月20日　　千葉地方法務局

有権者申出方

元当局所属公証人野田弘明の身元保証金還付につき、その上に権利を有する者は、本公告掲載の日の翌日から６か月以内に当局に申し出てください。

平成29年４月20日　　名古屋法務局

建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、同法第29条第１項第４号に該当するため、取消処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成29年４月20日

中部地方整備局長　塚原　浩一

1　処分をした年月日　平成29年３月30日

2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　大津鉄工株式会社　大津　尚彦　愛知県弥富市五斗山三丁目138番地２　国土交通大臣許可（般―26）第23122号

3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（建築工事業、左官工事業、屋根工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業、建具工事業に関する一般建設業の許可）

4　処分の原因となった事実　平成29年３月６日付けで建設業法第12条の規定により一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、同法第29条第１項第４号に該当するため、取消処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成29年４月20日

中部地方整備局長　塚原　浩一